

阪市共第 406 号
令和 7 年 12 月 23 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 井尻 雅之 様
大阪南地域協議会 議長 森 義仁 様
泉南地区協議会 議長 久保田将功 様

阪南市長 上甲 誠

2026（令和 8）年度 政策・制度予算に対する要請について（回答）

平素は、本市行政運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、この度貴団体より、ご要望いただきました標記のことにつきまして、
下記のとおり回答いたします。

記

【(★) 重点項目】

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1) 就労支援施策の強化について (★)

① 地域就労支援事業の強化について

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援事業展開が確実に行われるよう、各市町村との連携をさらに強化すること。

就職氷河期世代や、子育て・介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援の施策を講じること。国の交付金活用における「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け支援の実効性を高めることと良質な雇用・就労機会の実現に向けて対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援等を行うこと。

また、女性のひとり親家庭への支援事業の就業施策を強化し、支援の必要な人へニーズに沿った情報が確実に届くよう取り組みをさらに強化すること。

< 回 答 >

大阪府南部の各市町、労働基準監督署、公共職業安定所、労働団体、商工団体、大阪府労働環境課などの関係機関で構成される「阪南地域労働ネットワーク」に参画し、労働相談実務に関する研修会や意見交換の実施など、関係機関相互の連携と担当者の対応能力の向上を図っています。

また、就職氷河期世代や女性のひとり親家庭などの就職就労困難層等への支援については、個別事情にあわせ、関係機関と連携するとともに、キャリアカウンセラーとの相談などきめ細やかな相談体制の構築に努めています。

【生活環境課】

②障がい者雇用の支援強化について

府内に本社のある企業の法定雇用率達成企業の役割について全国平均を上回るよう障がい者雇用の推進すること。障がい者雇用ゼロの中小企業に対してマッチングの支援など、採用段階から定着するまで一貫した総合的な支援策をさらに強化すること。

また、障がい者雇用ゼロ企業などに対して、国による障がい者雇用を後押しするための各種助成金や支援制度等について周知を行うこと。障がい者の意思を尊重した相談体制の充実、職場・社会での障がい者就労への理解のための取り組みを推進すること。

< 回 答 >

障がい者の法定雇用率については、段階的に引上げられることになっていますが、特に中小企業においては、実雇用率が低い状況であるとのこと。

本市としても、障がい者雇用については、福祉部局と連携の上、地域就労支援センターでの就労相談の充実に努めています。

また、泉州南障がい者就業・生活支援センターやおおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP)などの関係機関と連携した支援体制づくりに努めているとともに障害者職業生活相談員を選任し、相談体制を整え、障がい者活躍推進計画に基づいて研修を実施するなど、引き続き障がい者就労への理解の促進に取り組んでまいります。

【生活環境課・秘書人事課】

③外国人労働者が安心して働くための環境整備

府内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、SNS等を活用した外国人労働者の雇用・生活状況に関する調査を実施するなど、実効性ある共生支援策とするためのPDCAサイクルを構築すること。

また、生活・就労に必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供するとともに、日本語を教えるボランティア等の養成講座を実施し、AIを活用し人材の育成・確保を行うこと。特に、技能実習生や特定技能、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格で来日する外国人については、建前上「基礎的な日本語能力がある」とされているが、実際には日本語がほとんど話せないケースも

多く、受け入れ企業への指導・支援が必要である。さらに、大阪府内の日本語教室の多くがボランティアに依存している現状を踏まえ継続的な財政支援を講じること。

< 回 答 >

人手不足分野の外国人人材の育成と確保を目的とした「育成就労制度」が2027年度（令和9年度）から技能実習制度に代わる新たな外国人材受入の制度となり、各企業などにおいては、対応が求められます。

今後とも、庁内関係部署と連携するとともに、ハローワークや労働局などの国の関係機関や大阪府などとも連携を強化するとともによりよい支援体制の構築をめざしていきます。

また、市立東鳥取公民館を中心に、各公民館で「外国人のための日本語教室」を開設し、日本語学習を希望される市内在住の外国人に対して、学習支援を行っています。併せて、日本語を教えるボランティアを養成するために「日本語指導者養成講座」も実施しているところであり、今後も引き続き、財政措置や教室の充実に努めます。

【生活環境課・中央公民館】

④ 働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化

受動喫煙防止条例の再啓発を実施し、飲食店での喫煙所の設置だけでなく、喫煙・禁煙表示等への補助、啓発に係る費用について予算等を確保すること。

また、2020年4月1日に施行された「健康増進法の一部を改正する法律」が適正に運用されているかなどの実態把握を行い、状況に応じて必要な施策を検討・実施すること。

< 回 答 >

本市では、大阪府受動喫煙防止条例および健康増進法の改正を受け、望まない受動喫煙の防止に向けた対策として、公共施設における敷地内全面禁煙を実施しております。今後も広報誌やホームページ等を通じて、啓発に努めます。

また、事業者における喫煙・禁煙表示の徹底は重要と認識しており、改正健康増進法の遵守状況の把握も含め、表示や啓発に係る支援の在り方については、他自治体の状況も参考にしつつ、今後の検討課題といたします。

本市といたしましては、引き続き、受動喫煙防止の推進と働く方々の健康確保に向け取り組んでまいります。

【健康増進課】

(2) ジェンダー平等社会の実現に向けて

① 女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発をさらに行い、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を強く求めること。

また、阪南市として特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく分析し、是正に取り組むこと。企業における女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化に向け指導や好事例の周知を行うこと。

改正育児・介護休業法（2025年4月1日施行）についての改正点の内容を周知し、特に男性の育児休業取得がさらに促進するよう、取り組み事例の発信と啓発活動を行い、「育児休業が確実に取得できる」職場環境整備に取り組むこと。

< 回 答 >

本市では、女性活躍の推進のために、毎年、市民団体と協働し「ハートフル講座」を開催し、女性活躍のための周知・啓発を実施しています。

また、令和7年度より女性相談支援員を配置し女性活躍の推進等に取り組んでいるところです。

さらに、令和8年度に改定する男女共同参画プランでは、今年度実施する市民意識調査を反映した取組を推進してまいります。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」いわゆる「女性活躍推進法」は、女性が職業生活において個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的とした法律です。この法律の主旨を踏まえ、阪南市事業所人権問題連絡会などの関係機関での周知を図ります。

また、商工、人権など庁内関係部署との連携をはかるとともに、関係機関とも連携を強化し、周知・啓発を図ります。

育児・介護休業法についても、女性活躍推進法と同様の取組をすすめていきます。

さらに、特定事業主行動計画及び行動計画に基づく取組の実施状況を毎年公表し、是正に努めています。

また、育児休業については、制度等を周知し男性の育児休業取得を促進するとともに、育児休業が確実に取得できるなど、働きながら育児等がしやすい職場環境整備に引き続き取り組んでまいります。

【人権推進課・秘書人事課・生活環境課】

②女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけること。

改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」を周知し、具体的取り組みをすすめること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。「不妊治療」の妊活支援としての「ルナルナ」の実効性を上げるための周知と利用者の悩みに対応できる体制の充実を行うこと。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向性・性自認(SOGI)に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

< 回 答 >

毎年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」では、「AV出演強要『JKビジネス』等被害防止月間」の考え方も包含しているので、市ウェブサイトや公式SNSで周知を図っています。

また、改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」や、本市男女共同参画プラン(第3次)の考えの下、DVや様々なハラスメント被害に対しては人権総合相談などの活用について周知するとともに、毎年実施しているヒューマンライツセミナーをはじめとした講義・講演などを通じて、ジェンダー問題をはじめとしたあらゆる人権問題についての啓発に努めているところです。

「特定妊婦」の方に対しては、市の保健師が定期的な架電や訪問等により、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供を行う等の支援を行っております。また、必要に応じ関係機関と連携しながら、切れ目のない養育支援に取り組んでおります。

大阪府では、「ルナルナ」と連携し、不妊・不育に関する専門的な相談やこころの悩みなどについてのご相談をお受けする「おおさか性と健康の相談センターcaran-coron」を開設しており、本市ウェブサイトにて周知しております。

【人権推進課・健康増進課】

③多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・府民一体となって啓発活動に取り組むこと。

「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体、市民の理解と普及促進を図り、大阪府との自治体間連携を強化すること。また、「大阪府パートナーシップ専制証明制度」に対する企業や団体含む市民の理解と普及促進を図るとともに、阪南市においても条例制定をめざすこと。

加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい府内施設(多目的トイレ等)の整備だけでなく、プライバシーや安心感が担保されるよう取り組むこと。

< 回 答 >

LGBTQの啓発活動については、市民向け啓発講座等を開催し、理解啓発に務めてまいります。

また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」については、大阪府作成のチラシ等で周知に行い、また、個別相談があった場合は、大阪府の制度の案内と担当窓口を案内する体制を整えています。なお、条例については今後の運用等を勘案し、調査検討に努めます。

【人権推進課】

(3) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

顧客・取引先にもハラスメントに含まれるため、中小企業の防止対策について周知・支援し、当事者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。

また、東京都はカスハラ防止条例を制定し、25年4月から施行している。被行為者として、学校教諭も対象となっていることから、カスタマーハラスメント対策も広く周知すること。ハラスメント被害者が相談窓口にすぐに連絡しやすくなるよう、大阪府が2025年4月より開始した「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」を活用した取り組みを強化するとともに、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口を設置するよう働きかけを行うこと。

< 回 答 >

カスタマーハラスメント（カスハラ）対策については、国において、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法）が改正され、カスハラ対策が事業主に義務付けられることになりました。

法律の主旨や各種労働法制の改正による混乱等が生じないように、国や大阪府、関係機関等と連携を図り、窓口・広報誌・市ウェブサイト等の様々な媒体を活用し、啓発活動や相談機能の強化に取り組んでいきます。

併せて労働基準監督署や大阪府等の労働相談窓口への円滑な誘導に取り組んでまいります。

カスタマーハラスメントの周知については、庁舎内掲示、公共施設でのポスター掲示、リーフレット配布等を検討し、市民の皆さまへの周知を強化してまいります。

大阪府が2025年4月開始した「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」の積極的な活用を支援機関に対して周知するように取り組んでまいります。

【生活環境課・危機管理課・企画課】

(4) 治療・介護と仕事の両立に向けて

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小零細企業に浸透するよう、関係団体と連携し周知・啓発を行い、事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。大阪府が2025年3月に改定した啓発冊子「女性活躍応援BOOK!」の情報を活用しながら、企業の理解と対応力の向上を図ることを求めること。

不妊治療について事業主および社会全体への理解促進を要請し、治療と就労の両立を支援する環境整備を進めるとともに、卵子凍結など将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実を図ること。

事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。大阪府内でも、国の助成制度と連携した支援が進められており、今後はより柔軟で保活的な支援体制を構築すること。

< 回 答 >

女性が活躍できる社会の実現に向けて、妊娠、育児休業と仕事への復帰、育児休業制度、治療と仕事の両立、不妊治療と仕事の両立、介護と仕事の両立などの様々なライフステージの変化に応じた働き方が求められます。そして、女性に限らずすべての労働者が多様な働き方・様々な支援、ハラスメントのない職場づくりなど、生きがいを感じながら働けるように大阪府など関係機関と連携を図り、ニーズを踏まえた両立支援体制の構築に努めていきます。

病気の早期発見・早期治療を行い治療と仕事の両立につなげられるよう、各種検診や健康相談を行い、病気を抱える労働者の減少、病気の重症化の防止に取り組んでまいります。

厚生労働省では、不妊治療と仕事との両立のために、事業主等を対象に研修等を行っています。

また、阪南市では、大阪府の助成対象とならない不妊症及び不育症の検査及び治療（以下、「治療等」）に要する費用の一部を助成する事業を実施しています。

【健康増進課・生活環境課】

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

① 「中小企業振興基本条例」の制定促進と施策周知について

中小企業振興基本条例制定済み市町村数が昨年から増加していない現状を踏まえて、未制定の府内市町村に対して、府の指導力をさらに強化し、条例制定に向け審議会や振興会議等の環境整備を促すこと。条例策定においては、地域での労働組合・労働団体の参画と役割について言及し、取り組みの実効性を高め

ること。

< 回 答 >

本市の中小企業振興基本条例の制定については、地域経済への影響などを考慮し、労働組合・労働団体の参画と役割や責任等を含めて調査・研究に取り組んでまいります。

【企画課】

②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を経済産業局と連携し人材を確保すること。とりわけ、現場改善のノウハウを持つ人材の地域内循環を促進し、中小企業の生産性向上と人材育成の両立の実現を図ること。

また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府として、独自の支援制度を創設し、スクールの継続的な運営と人材派遣体制の強化を図ること。

< 回 答 >

本市では、ものづくり企業を「阪南ブランド十四匠」として認証を行う阪南市商工会と連携し、様々な事業においてプロモーション活動を行い、販路開拓を図るなど、ものづくり産業の維持及び強化に努めています。

【企画課】

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

工業高校や工業高等専門学校の特攻科などが定員割れし、統廃合の対象になっていることに危機感を感じている。工業高等専門学校等を活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充し、技能五輪大会や大阪府の支援策を広く周知広報すること。

さらに、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対しては、大阪府独自の補助制度を創設し、継続的な支援体制を構築すること。

< 回 答 >

本市では、阪南市商工会等の関係機関と連携し、ものづくり産業に従事する若者世代に対して、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会へ挑戦する機運醸成のための情報発信を行うとともに、事業者に対する情報発信及び周知を行ってまいります。

【企画課】

④事業継続計画(BCP)策定率の向上にむけて

「BCP策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対して、BCP策定に必要なスキルやノウハウ、策定によるメリットを広く周知すること。併せて、策定率の向上を図るため、市町村、商工会・商工会議所、金融機関等との連携策を一層強化すること。さらに、府の補助事業として実施されている、超簡易版BCP『これだけは！』シート等を活用したセミナー・ワークショップ・経営相談の実績を明らかにし、取り組みの効果を可視化すること。

加えて、「事業継続強化計画」に基づく低利融資や税制優遇といった支援策の利用状況を把握し、より多くの中小企業が活用できるよう促進すること。また、BCPにの一環としてのサイバーセキュリティ対策についても、啓発活動を強化し、企業の意識向上を図ること。

< 回 答 >

本市において、阪南市商工会等の関係機関と連携し、BCPセミナーの開催周知や超簡易版BCP『これだけは！』シートの活用等及びサイバーセキュリティ対策について啓発活動に取り組むなど、策定率向上に向けた対策を行っています。

【企画課】

(2)取引の適正化の実現に向けて(★)

フリーランスを含めたすべての働く者の雇用を守るために、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」および「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みをさらに推進・拡大するよう、大阪府として積極的な働きかけを行うこと。

特に、府内中小企業に対しては、制度の意義や活用方法をわかりやすく伝えるセミナーや相談窓口の設置、成功事例の共有などを通じて、実効性のある支援を強化すること。また、大手企業に対しても、下請け企業との公正な取引慣行の確立に向けて、「パートナーシップ構築宣言」への参加を促すとともに、価格交渉における透明性と対等性を確保するよう指導を強化すること。

< 回 答 >

本市では、国や大阪府、関係機関と連携を図り、市内企業に対して取引の適正化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取組み周知や、企業の宣言拡大に向けた啓発等に努めます。

また、取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、中小事業者への「しわ寄せ」防止のため、商工会等の関係機関と連携を図り、市内企業への周知啓発に努めます。

【企画課】

(3) 公契約における取引の適正化の実現に向けて(★)

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。特に、大阪府の業務委託における「インフレスライド条項」については、受注者の利益を損なわない「増額スライド額」とするよう、現行の「経営上最小限度必要な利益まで損なわない」という表現を、「経営上必要な利益まで損なわない」に改めること。これにより、受注者が適正な利益を確保できる制度運用とすること。

また、情報サービスやソフトウェア発注取引においても、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に準拠・遵守し、短納期・低価格発注の是正を図ること。

特に、IT・デジタル分野では人材不足が深刻化しており、適正な労務費の確保が困難な状況が続いているため、府としても発注仕様の見直しや予算措置の柔軟化を進めること。加えて、少なくとも、入札参加事業者が労働基準違反により是正勧告を受けた場合や、労働組合法に基づく不当労働行為命令を受けた場合には、一定期間入札から排除するなどの措置を講じることを明記し、候契約における労働者保護の実効性を高めること。

< 回 答 >

発注にあたっては関係法令等を遵守しつつ取引の適正化に努めているところであり、引き続き取引の適正化に努めていくとともに、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引に関しては他の自治体の動向を注視するなど調査研究に努めてまいります。

また賃金、物価などの急激な変動に対応するため、協議により契約金額変更等ができる制度として契約約款に規定していることや入札参加資格者の法令違反等に対する入札参加停止等の措置を定めた本市入札参加停止要綱により、引き続き本市発注業務等の適正な履行に努めてまいります。

【企画課・総務課】

(4) 公契約条例の制定について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることで、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」(ILO 第 94 号条約型)の制定を積極的に推進すること。

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

を踏まえて、公契約締結においては人権デューデリジェンスへの配慮を確保すること。

特に、外国人労働者や非正規雇用者を多く抱える業種においては、労働条件の透明性や適正な契約履行が確保されるよう、契約条項への明記や監督体制の強化を図ること。

< 回 答 >

公契約条例の制定また公契約締結における人権デュー・デリジェンスへの配慮に関しては、国や大阪府、近隣自治体等の動向を注視し、引き続き調査研究してまいります。

【総務課】

(5) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする企業に対し、ILO 中核的労働基準(結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止・児童労働の廃止・差別の排除)の遵守の重要性について、府として明確に周知徹底を図ること。特に、現地法人の経営層やマネージメント層に対しては、労働者との対話や労働条件の整備に関する研修や情報提供を強化すること。

また、海外事業拠点や取引先を含むサプライチェーン全体において、人権デュー・デリジェンス(HREDD)の必要性についても周知徹底を図ること。大阪府としては、国が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や、年にEUで施行された「企業持続可能デューデリジェンス指令(CSDDD)」などの国際的な法制度を踏まえ、府内企業が適切な対応を取れるよう支援体制を整備すること。

< 回 答 >

本市では、阪南市商工会等の関係機関と連携し、海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を予定する事業者に対して、中核的労働基準順守の重要性について周知啓発に務めます。

【企画課】

(6) 産官学等の連携による人材の確保・育成

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。特に、大阪府内においては、製造業やエネルギー関連産業、DX・脱炭素分野など、成長が期待される分野において人材不足が深刻化しており、産業界・教育機関・自治体が一体となった人材育成の仕組みづくりを行うこと。

関西蓄電池人材育成等コンソーシアムでは、蓄電池関連産業の集積が進む関

西地域において、2030年までに約3万人の人材育成を目標に掲げ、高校・高専・大学・社会人向けの教育プログラムを産学官連携で展開している。

ただし、現行の枠組みにおいては、産業経済省の地方局（近畿経済産業局）が主導するため、大学や高専は対象となっている一方で、工業高校は都道府県の教育委員会の所管であることから、制度上の連携が不十分な場合がある。このため、既存の枠組みで工業高校が対象となっていない場合には、制度の拡充を図り、工業高校も積極的に参画できるよう調整を行うこと。また、同様の枠組みを他産業分野にも横展開し、地域の中小企業やスタートアップが求める実践的なスキルを持つ人材の育成に取り組むこと。

< 回 答 >

本市において、さまざまな産業の人材の確保・育成のため産官学等が連携して取り組む枠組みの構築については、大阪府や商工会等の関係機関と連携を図りながら、調査・研究してまいります。

【企画課】

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について

①生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

令和6年生活困窮者自立支援改正法による支援会議が未設置の場合、早急に設置すること。また、設置済みであれば人材確保、予算措置等の運営支援を大阪府に求めること。

< 回 答 >

本市において支援会議は未設置ですが、週1回開催する生活困窮者支援調整会議をはじめ、重層的支援会議等同様の多機関連携の会議において生活困窮者自立支援制度の対象者の支援会議を実施しています。

【生活支援課】

②住宅セーフティネット法の周知徹底について

2025年10月に施行予定の「改正住宅セーフティネット法」について広く周知するとともに、地域居住支援協議会の未設置自治体は設置支援、既設地域への運営支援強化を大阪府に求めること。

< 回 答 >

本市において居住支援協議会は現時点では未設置ですが、令和6年度末から住宅部局と福祉部局の関係各課による事前協議、大阪府職員を講師とした勉強会、居宅支援事業との情報共有等を行っています。

【生活支援課・都市整備課・市民福祉課・介護保険課】

③住宅確保要配慮者の実態把握の推進について

住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査（住居確保要配慮者調査）を定期的実施し、相談支援体制を整備するなど、支援の対象となる当事者や現場支援の声を施策に反映させるしくみを構築すること。

< 回 答 >

本市において住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査は行っておりません。

相談支援体制については、令和3年4月1日より生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金事業を自立相談支援機関が実施しているとともに、同窓口において住宅喪失リスクのある方への相談を行っており、引き続き相談者に寄り添った支援を続けてまいります。

【生活支援課・都市整備課・市民福祉課・介護保険課】

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

①がんの早期発見・早期治療を推進する診療体制の強化について

学生期からがん検診の重要性を広く周知するとともに、検診率の高い市町村の好事例を共有化するなど、がん検診の受診率向上施策（広報、受診奨励、無料クーポン配布等）を強化すること。加えて、働き盛りの世代や生活困窮者など「検診からこぼれやすい層」へのアプローチも強化すること。

< 回 答 >

各特定健診・各種がん検診については、働き盛りの世代が受診しやすい環境づくりのため、土日検診やセット検診の実施、受診可能施設の拡大など受診率向上等に向け取り組んでいます。また、がんは早期に発見できれば完治する可能性も高まるため、定期的ながん検診を受け、がんの原因となる生活習慣の見直し、改善について周知、啓発してまいります。

今後も大阪府や医療機関との連携を図りつつ、受診促進に向けた取り組みを実施してまいります。

【健康増進課】

②すべての市町村でライフステージごとの歯科検診や高齢者の介護予防のための口腔機能評価が適切に実施されるよう、地域格差の是正に向けた支援体制を構築すること。

< 回 答 >

本市では、乳幼児期から高齢期までの歯科保健の推進のため、乳幼児健診時

での歯科健診や、20・30・40・50・60・70歳を対象とした歯周疾患検診、高齢者を対象としたオーラルフレイル対策などの口腔機能向上事業を実施しており、関係機関と連携しながら取組の充実を図っているところです。

地域格差の是正に向けた支援体制につきましては、国や大阪府、近隣自治体の動向を注視しつつ、必要な取組の強化に努めてまいります。

【健康増進課】

(3) 医療提供体制の整備に向けて(★)

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取り組みを強化すること。

医療従事者の賃上げに向けて、ベースアップ評価量等の取得支援として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。

また、看護師等の医療人材確保のためキャリアアップの仕組みの確立、専門性向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、大阪府や医療機関と連携し構築すること。

地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めること。

< 回 答 >

阪南市民病院においては、病院運営主体である指定管理者が職員の人員体制をはじめとする労務管理を行っており、チーム医療の推進、医師事務補助者やICTの活用等により医師の働き方改革に積極的に取り組んでいます。また、2023年度より特定行為研修の指定医療機関に認定されるなど看護師等のキャリア構築に向けた取組みも行っています。

なお、災害時においては、業務継続が可能な体制を構築する必要があることから、人材確保の仕組みについて大阪府自治体病院開設者協議会や大阪府公立病院協議会を通じて、大阪府に対して要望してまいります。

【健康増進課】

(4) 利用者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて(★)

① 地域包括ケアの推進について

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供され、地域の実情の応じた柔軟かつ効率的な取組みが推進されるよう十分な支援を行うこと。

< 回 答 >

本市では、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を継続して営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進に向け、地域特性に応じて、より一層施策の充実、強靱化に取り組んでいるとともに、介護サービスの提供体制については、介護保険事業計画にも各種事業を掲げ推進するなど、包括的な介護・医療・福祉サービスの提供体制の構築を進めています。

【介護保険課】

②介護職員等の処遇改善に向けて

介護職員等処遇改善加算を算定する事業所に対して、処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導すること。介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含めた相談・支援体制を大阪府と構築し、取得促進をはかること。

< 回 答 >

介護職員の賃金改善を目的とした処遇改善加算については、その配分方法や根拠が不明確であるとの指摘が多く、職員の不満や離職の一因となっています。この問題を解決するため、各事業所に対し、具体的な改善額の設定根拠の就業規則又は給与規程への明記について、労働者に周知徹底するよう事業所に対して周知啓発を図ります。

また、処遇改善加算未取得の事業所については、大阪府と連携を図りながら、個別相談窓口の設置等、支援体制の構築に向けて検討してまいります。

【介護保険課】

③ハラスメントの防止対策について

利用者が介護保険を利用する際に、ハラスメント防止に向けたチラシを配布するなど、利用する家族も含めて周知徹底し、対策を強化すること。

< 回 答 >

介護現場におけるハラスメントは、介護職員の定着を困難にし、ひいては地域全体の介護サービスの質の低下につながる重大な問題であると認識しています。

国の方針としても、令和3年度介護報酬改定で、介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の1つとして、全ての介護事業者にはハラスメント防止のための必要な措置の実施が求められ、また、カスタマーハラスメント防止のための必要な措置の実施が推奨されているところです。

引き続き、市としては国の動向を注視しながら、介護サービス事業者や関係機関と密接に連携し、介護職員が安心して働き、その結果、利用者の皆様が質の高いサービスを継続して受けられる環境づくりに努めてまいります。

【介護保険課】

④介護サービスの安定的な提供に向けて

2024年度の介護報酬改定により、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや介護職員へ過度な負担を強いることがないよう、事業者への周知徹底をはかること。

< 回 答 >

人員配置基準の見直しが、現場のサービス水準や労働環境を悪化させないよう、法令遵守の徹底、ケアプランや個別支援計画の見直し、及びリスクアセスメントの実施について、各事業所へ周知徹底してまいります。

また、介護職員へ過度な負担を強いることがないよう、職員一人あたりの業務量や時間外勤務が過大になっていないか定期的なモニタリングを実施するよう、各事業所へ周知徹底してまいります。

【介護保険課】

⑤認知症対策について

地域において認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防とケア技術に関する研究開発・実践や、若年性認知症支援コーディネーターの配置など、認知症対策をより一層強化すること。併せて、若年性認知症を含む認知症に関する理解促進のために、認知症サポーター数の拡大に加えて、子どもや学生への啓発活動についても強化すること。また、若年性認知症の人の就労支援に向けて企業等への啓発を強化すること。

< 回 答 >

本市では、認知症推進委員会を中心に、認知症予防・啓発については、認知症ケアパスの作成、理解促進のために、認知症サポーター養成講座を行っており、子ども向けの養成講座として「キッズ認サポ」を市内小学校で実施するとともに、認知症や高齢者理解のための講座や体験を行うなど、認知症の正しい理解の普及を行っているところです。

また、若年性認知症支援コーディネーターの配置については、国や大阪府、他市町の動向を注視しながら調査・研究してまいります。

【介護保険課】

⑥認知症に関する条例制定について

河内長野市、富田林市、泉南市では認知症に関する施策の推進を目的とした条例が制定されている。誰もが認知症に関心を持ち、適切な知識や理解のもと

お互いに尊重しながら「安心して認知症になれる町づくり」をめざし、好事例を共有するなど阪南市の条例制定を促進すること。

< 回 答 >

認知症条例の制定に関しましては、2024年1月に認知症基本法が施行されたことに伴い、本市においても認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことが出来るよう、国や大阪府、他市町の動向を注視しながら調査・研究してまいります。

また、「第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定時において、好事例を共有するなど、本市の認知症推進計画の策定に向けて取り組んでまいります。

【介護保険課】

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて(★)

①保育士等の確保と処遇改善・定着支援に向けて

質の高い保育が可能となるよう、大阪府と連携した改善対策を講じ、保育士等の給与水準の見直しや労働条件・職場環境の改善を行うこと。併せて2026年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」に伴い、大阪府へ単独予算による更なる職員配置や職場環境の改善を要請し、研修機会の確保に努めること。

< 回 答 >

公立施設の保育士等の処遇については、民間や近隣団体を参考としています。

また、「こども誰でも通園制度」については、今後、国から示される詳細を見極め、必要な措置を講じて参りたいと考えています。

【こども政策課】

②保留児童、隠れ待機児童の解消に向けて

2025年度を初年度とする「大阪府子ども計画」に掲げた目標達成に向けて、所属部署や関連機関との連携を強化するとともに、施策の進捗管理や評価を行い、具体的な施策を着実に実施し、子どもを取り巻く社会問題に対して、効果的な支援を提供すること。

< 回 答 >

「大阪府子ども計画」中、第6章都道府県子ども・子育て支援事業計画の基礎となる市町村子ども・子育て支援事業計画として、本年3月に第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

今後は、第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画に基づき、着実に施策を実行するとともに、各年度で点検及び評価を行い、施策の改善につなげてまいります。

【こども政策課】

③地域子ども・子育て支援事業の支援体制について

大阪府子ども計画と連動しながら、自治体間の支援格差や担い手不足、情報提供や支援体制の周知不足、多様な家庭ニーズへの対応の遅れ、支援の隙間や制度間の連携不足など、身近で頼れる「地域のセーフネット事業」として、自治体間の連携を強化するとともに、包括的かつ持続的な府独自の支援体制を構築すること。

＜ 回 答 ＞

大阪府子ども計画」中、第6章都道府県子ども・子育て支援事業計画の基礎となる市町村子ども・子育て支援事業計画として、本年3月に第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

今後は、第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画に基づき、着実に施策を実行するとともに、各年度で点検及び評価を行い、施策の改善につなげてまいります。

【こども政策課】

④子どもの貧困対策と居場所支援について

多様な背景を持つ家庭へのアウトリーチ型の支援を強化すること。また、支援制度や利用方法について、情報提供を強化すること。

＜ 回 答 ＞

本年3月に策定した第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画に基づき、着実に施策を実行するとともに、各年度で点検及び評価を行い、施策の改善につなげてまいります。

生活困窮家庭の相談は、生活保護担当課と自立相談支援機関である阪南市社会福祉協議会の2カ所の窓口があり、市と社協が関係部局と連携を図りながら、相談を一体的に応じることができる体制をとっております。

また、阪南市社会福祉協議会にアウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり状態にある方など、アウトリーチ支援を行っています。

【生活支援課・こども政策課】

⑤居場所づくりのさらなる充実に向けて

居場所の設置や支援体制に地域差が出ないように、居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を保護者や子ども・若者が入手できる環境を整備し、情報提供を強化すること。加えて、居場所を運営する団体の経営の安定性や人材確保・雇用の安定につながる府独自の支援体制を構築すること。

< 回 答 >

阪南市社会福祉協議会と連携し「阪南市こども食堂おいでよMAP」を作成し、市内全小学校に配布する等、誰もが参加できる居場所の情報を提供しています。

【市民福祉課】

⑥子どもの虐待防止対策について

児童福祉司や児童心理司、相談員など専門人材の育成・確保をさらに進めるとともに、警察、学校、医療機関など県警機関との情報共有や連携体制の構築を進め、早期発見・対応を強化すること。

< 回 答 >

対応する職員は、適切な支援が行えるように研修等を受講することで専門性の向上を図っています。

また、要保護児童対策地域協議会代表者会議では、警察や学校、医療機関も構成機関となっており、連携体制の構築を図り、児童虐待への早期発見・早期対応に努めています。

【こども支援課】

⑦ヤングケアラーへの支援体制の整備について

情報源となる教育現場や地域での啓発活動を強化し、早期発見と認知度向上に取り組むとともに、福祉、教育、医療など多分野の連携強化に努め、重層的かつ継続的な支援を行うための体制を整備すること。また、総合相談窓口を設置するなど支援につなげる仕組みづくりを促進すること。

< 回 答 >

地域包括支援センター等関係機関に対し、訪問介護等の介護保険サービス等の提供時に、小中学生等の子どもだけである状況が頻繁に続くような場合には、市への連絡について協力依頼し、状況によって各関係機関につなげる等、ヤングケアラーの問題解決に取り組んでいます。

学校は、家庭以外で子どもが長時間を過ごす場として、日常の関わりから子どもの変化や困難に気づきやすい特性があります。欠席・遅刻の傾向、授業中の様子など、子どもたちの変化等のサインに気づき、教職員間で共有します。また、定期的なアンケートや個別面談を実施し、子どもが困りごとを安心して表明できる環境を整えるとともに、相談を受けた際の対応について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えて協議し、初期対応やケース会議の実施など全教職員が共通理解して対応できるようにしてまいります。

重層的支援体制整備事業の「くらし丸ごと相談室」において、相談を受けるとともに、地域包括支援センターや自立相談支援機関などの多機関と連携してヤングケアラーについて対応しているところです。

また、多機関が連携することで、「支援が必要な状況である」と認識していないヤングケアラーの早期発見にも努めています。

【介護保険課・市民福祉課・学校教育課】

(6) 誰も自死に追い込まれない、相談体制の強化について

自死相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらには SNS による相談体制の充実など、相談体制を強化すること。あわせて、相談員がメンタル不調に陥らないよう、対策を十分に講じること。

また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うため、大阪府や NPO などの民間団体と連携するとともに、取り組みへの支援を行うこと。

< 回 答 >

自殺予防対策の一環として、毎年 9 月の自殺予防週間、3 月の自殺対策強化月間に合わせて、本市の公用車に自殺予防キャンペーンのマグネットを掲示し啓発しております。また、市役所や保健センターにポスターを掲示するとともに、相談連絡先一覧表のチラシを窓口や市ウェブサイトにて周知・啓発しております。

【健康増進課】

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について(★)

長時間労働の是正に向けた取り組みについて効果・検証をはかり、府立学校・市町村立学校における働き方改革をさらに促進すること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

< 回 答 >

教員の長時間労働の是正については、校務支援システム等により客観的な勤務時間管理を行い、長時間労働になっている教員への働きかけを行うとともに、「一斉退勤日」や「学校閉庁日」、勤務時間外の「音声ガイダンスによる電話対応」、「阪南市部活動の在り方に関する方針」に基づく「休養日」等を実施しています。また、これら教員の働き方改革の取組について保護者や地域の皆様のご理解を得るために、文書配付を行っています。また、これまで取組を行ってきた現状を踏まえ、「阪南市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、令和 8 年度から実施していく予定としています。

教員や支援員の確保については、全国的に厳しい状況ではございますが、必要となる教員等の確保の努力を継続するとともに、国及び府に対して効果的な対策を講じるよう、様々な機会を通じて要望しているところでございます。

また、メンタル不調を未然に防止するため、労働安全衛生法に基づいた心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を定期的実施し、教職員自身がストレスの程度に気付き、働きやすい職場づくりにつながるよう取り組んでいるところでございます。昨年度から産業医による職場巡視や面談などの実施体制を整えました。今後も、産業医と連携し精神疾患による病気休職者の発生を防げるよう、労働安全衛生体制を整えてまいります。

【学校教育課】

(2) 子どものゆたかな学びを保障する教育環境整備について(★)

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置体制を更に拡大し、相談・支援実績を可視化すること。

< 回 答 >

子どもを取り巻く課題の深刻化を踏まえ、関係機関と連携した包括的支援を重視し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、校内委員会への参画を進めております。今後につきましても、子どもたちの実態に応じた配置体制について検討を進めるとともに、実績の可視化についても、個人情報保護を最優先に、年次報告等で相談件数や連携件数、支援につながった割合などについて把握することに努めてまいります。

【学校教育課】

(3) 奨学金制度の改善について(★)

経済的な理由や家計が急変したことにより、高校・大学への進学の見切りや退学することがないよう、独自の給付型奨学金制度の対象者を拡充するとともに、大学・大学院への進学に対する独自の制度創設を検討すること。

< 回 答 >

本市独自の給付型奨学金制度については、本市の厳しい財政状況を鑑みずと難しい状況にあると考えています。各奨学金の制度については、情報把握に努め、本市教育委員会の窓口等においても丁寧な周知・相談活動を行っているところです。貧困の連鎖や教育格差が生じないための財政措置について、国や大阪府に要望するとともに、情報を収集し、調査、研究してまいります。

給付型奨学金制度のさらなる対象者拡充に関しましては、貧困の連鎖や教育格差の解消に向けた財政措置について、国や大阪府に要望してまいります。大

学・大学院への進学に対する独自の制度創設については、本市の厳しい財政状況を鑑みますと、実現は難しい状況にあると考えますが、情報収集を行い、調査・研究を進めてまいります。

【学校教育課・企画課】

(4) 労働教育のカリキュラム化について(★)

労働教育や労働安全衛生教育を体系的に学べるようカリキュラム化を推進すること。加えて、教員が労働に関する知識を深め、生徒に適切な指導ができるよう、指導体制を整備するとともに、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を活用した教育活動をさらに充実させること。併せて、職業訓練校においても、労働教育を推進すること。

< 回 答 >

労働教育については、キャリア教育や社会科、総合的な学習の時間等と関連づけ、学年に応じた内容を学習しております。労働安全衛生教育については、労働時間・ハラスメント防止などの権利についての理解を含む内容を計画し、先に述べた教科等において学習する内容と併せて学んでおります。外部講師の活用については、各校の実態に応じて実施しており、その実施方法について好事例を収集し、学校へ提供することなどにより、労働教育の充実を図ってまいります。

【学校教育課】

(5) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

2023年に開設されたインターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した専門相談窓口「ネットハーモニー」や、人権に関する各種相談窓口についても、広く府内に認知されるよう周知徹底し、活用を促進すること。加えて、相談体制を整えるとともに、相談事例や市町村別の事象を分析するなど実態把握に努め、人権施策を推進すること。

< 回 答 >

インターネット上の差別や誹謗中傷については、令和元年度よりモニタリング調査に取り組んでおり、また、「ネットハーモニー」の周知については、大阪府が作成するチラシの配架をはじめ、本市ウェブサイトや広報誌への掲載を行っております。

また、阪南市人権協会に総合人権相談事業を委託し、インターネットにおける人権相談をはじめとし、あらゆる人権相談についてに対応し、市ウェブサイトや広報誌などを活用し、周知に努めているところです。

【人権推進課】

(6) 行政におけるデジタル化の推進について

デジタル化を進めるにあたり、デジタル人材の確保や市町村の電子システムの導入、周知など、誰もが便利で快適に利用可能なデジタル行政を、促進すること。併せて、市町村HPから my door OSAKA（マイド・ア・おおさか）へリンクさせ、利用者数の拡大をはかるとともに、デジタル機器に不慣れな府民へのフォロー体制を整備するなど、対応を推進すること。

< 回 答 >

本市では、住民等の利便性向上を図るため、令和2年度に24時間365日どこからでもインターネットを通じて申請が可能な「行政手続のオンライン化サービス」を構築し、令和3年度から運用を開始しています。

本年度は、新たに狂犬病予防注射済票の交付申請等のオンライン化を追加したところですが、今後も順次、申請可能な手続を増やしてまいります。

また、my door OSAKA（マイド・ア・おおさか）との連携や市ウェブサイトからの導線改善については、所管部署と連携し、実装可能な範囲から順次対応を検討いたします。今後とも、誰もが便利で安心して利用できるデジタル行政の実現に向けて取り組んでまいります。

さらに、阪南市では、市民活動センターにおいて「スマホの部屋」を開催し、スマホに関するお困りごとの相談に対応しています。「スマホの部屋」では、スマホ相談員（市民）を養成し、デジタル機器に不慣れな方向けにLINEアプリの使い方や二次元コードの読み取り方法等、スマホの使い方を教えています。

今後も引き続き、デジタル機器に不慣れな市民へのフォロー体制の整備に努めてまいります。

【行財政改革推進室・企画課・市民共創課】

(7) 「マイナンバー制度」の理解促進および「マイナンバーカード」の普及に向けて

公平・公正な社会基盤としてのマイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向け、さらなるマイナンバーカードの普及促進をはかること。また本年は、マイナンバー制度がスタートして10年、マイナポイント事業開始（電子証明書）から5年が経過することによる期限切れ問題に加えて、運転免許証との一体化など、府民に混乱なく利便性の周知を徹底するとともに、セキュリティへの不安をなくし安心して利用できる環境を整備すること。

< 回 答 >

マイナンバーカードの普及促進に際しては、広報誌や市ウェブサイトでの周知等を実施しており、今後も一層の普及に努めてまいります。また、引き続き、

マイナンバー制度を安心して利用できるよう、利便性向上とセキュリティ強化に努めてまいります。

【企画課】

(8) 政治参加への意識向上にむけて

各級選挙の投票率が全国的に低下傾向にある中、特に若者の無関心層にどうアプローチするかが課題となっている。投票機会の確保、投開票の簡素化の観点から、電子投票を可能とする条例制定に取り組み、電子投票のデジタル機器確保に向けた予算措置を講じること。加えて、移動手段が制限された高齢者、障がい者、傷病者などの選挙権保障のため、郵便等投票制度の手続きの簡素化を進めること。

< 回 答 >

本市では、市内各地域に居住の投票者の利便性と投票率向上を考慮して、市内 22 箇所の住民センター等に投票所を設置するとともに、頻繁に市民が訪れる市役所内に期日前投票所を設置しております。

電子投票については「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」に定めがあり、記号式投票については公職選挙法第 46 条の 2 に定めがあるものの期日前投票と不在者投票を除くとされております。電子投票を可能とする条例制定及び電子投票実施のための予算措置に関しては、技術面・運用面等について調査・研究し、また近隣市町の動向を注視して参ります。

郵便等投票制度については、公職選挙法に基づいて実施しなければならないため、選挙人にとってよりよい仕組みとなるよう、引き続き全国市区選挙管理委員会連合会を通して国に対し要望してまいります。

また、若者の政治参加を促進するため、学校及び各種団体からの依頼等により選挙出前授業などの主権者教育の実施についても積極的に検討してまいります。

【行政委員会事務局】

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて (★)

令和 7 年度の大阪府食品ロス削減推進計画を早期に改定し、2030 年度の目標達成に向けて、実効性のある施策を継続的かつ戦略的に実行すること。特に、外食産業をはじめとする食品関連事業者に対して積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」への参加を促進し、「パートナーシップ事業者」の拡大を図ること。

市民に対しては、外食時の「3010 運動」など「食べきり」「持ち帰り」を基本

とする啓発活動や環境整備を進め、阪南市の取り組み内容を示すこと。
また、産・学の取り組みによる、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。③「非核平和都市宣言」の立て看板を過去にあった場所に設置すること

< 回 答 >

食品ロス削減対策として、市ウェブサイト「食品ロス削減の取り組み」のページを設け「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」並びに「食品ロス削減レシピ」を活用した啓発を行うとともに、市内小学校4年生を対象とした「できることからやってみよう！食品ロス削減ポスターコンクール」を実施するなど、食品ロス削減に向けた取り組みを推進しています。

今後も、市民の皆さんが取り組めるような「食べきりレシピ」や冷蔵庫での保管方法等を紹介するとともに、「3010 運動」や「食べきり」、「持ち帰り」の継続的な促進を図ってまいります。

【資源対策課】

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

食品ロス削減と生活困窮者支援の両面で重要な役割を果たしているが、活動団体の多くが慢性的な人手不足や運営資金の確保、設備面での制約といった深刻な課題を抱えている。これらの課題を解決するため、府としてフードバンク団体への具体的かつ継続的な支援を行うこと。

また、活動団体が直面する課題に対して、相談窓口の設置や、行政・企業・NPO等の関係者で構成する「フードバンク推進協議会」の設置を検討し、課題解決に向けた協働体制を構築すること。さらに、フードバンク活動に対する社会的認知を高めるため、府民・事業者を対象とした広報・啓発活動を強化すること。特に、学校教育や地域イベント等を通じた啓発の機会を拡充すること。加えて、食品寄附の安全性確保に向けて、行政と民間団体が連携し、衛生管理や品質管理に関する共通ルールの整備・周知を進めること。「フードバンクガイドライン」を地域で積極的に活用し、住む地域によって支援の質や量に差が生じないように、市町村と連携して取り組みを標準化すること

< 回 答 >

平成 29 年 10 月に、フードバンク事業を実施している大阪いずみ市民生活協同組合と阪南市において、食材を無料で提供していただける要援護者食糧等分配支援事業に関する協定を締結し、職員が定期的に生協の物流センターに食料品を頂くため直接運搬し、その後市で保管することで、迅速な対応が可能となっています。

また、阪南市社会福祉協議会においても、令和元年7月に、同生活協同組合と

協定を締結し、市内の子ども食堂の食材及び生活困窮者への支援として、運営団体と社会福祉協議会職員が協力して、定期的に生協の物流センターへ食料品を頂きに行っています。

【資源対策課・生活支援課】

(3) 消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）

大阪府内において、消費者による過度なクレームや迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）が深刻化しているにもかかわらず、現時点で包括的な条例やガイドラインが未整備であることは大きな課題である。従業員の安全と尊厳を守るため、カスタマーハラスメントの防止に向けた条例の制定に向けて、環境整備を早急に行うこと。

また、条例策定にあたっては、現場の実情を反映させるため、労働組合や労働団体の参画を確保し、その役割と意見を明確に位置づけること。

さらに、消費者に対して倫理的な行動を促すため、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させる啓発活動や、学校・地域・企業を通じた消費者教育を体系的に展開すること。

< 回 答 >

2025年6月に改正労働施策総合推進法が成立し、2026年10月1日からは全ての企業を対象にカスタマーハラスメント（カスハラ）対策が法律で義務化され、企業、個人事業主、自治体の事業者は従業員をカスハラから守るため相談体制の整備など適切な対策を講じる必要があります。

本市ではカスハラ対策を講じるため、昨年度、全職員を対象に職員アンケートの実施と不当要求対策研修を行い、窓口や電話等における不当要求やカスハラ事案への初動対応力の向上を図りました。

さらに今年度中にカスタマーハラスメント対策ガイドライン及びマニュアルを策定し、職員が適切かつ毅然に対応できる体制整備を進めることとしています。

ご要望の条例制定については国・大阪府の動向、実効性、地域の実情、既存制度との整合性を総合的に勘案し、まずはガイドラインの運用と効果検証を行ったうえで、その結果や課題を整理し、必要な制度的対応（要綱・指針の拡充や条例の必要性の有無を含む）を段階的に検討します。

カスタマーハラスメント（カスハラ）対策については、国において、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正され、カスハラ対策が事業主に義務付けられることになりました。

消費者庁においては、カスハラに対する共通認識を持ち、その発生を防止するため消費者向けに「ぼのぼのと考えよう カスハラってなんのこと？」を作成し、

普及啓発を図っています。本市においても、こられの啓発冊子の活用を進めていきます。

また、大阪府等の動向を踏まえ、消費生活センターの役割や消費者の役割について啓発を行い、消費者教育に努めてまいります。

【危機管理課・生活環境課】

(4) 消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）

成人年齢の引き下げや ICT の急速な普及により、若年層が消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっているにもかかわらず、学校教育現場での対応には地域差があり、体系的な支援が不十分である。これを踏まえ、学校現場での啓発活動や支援体制の拡充を図ることに加え、保護者とともに学べる教材の作成や家庭での学習支援の仕組みを整備すること。

また、公共交通機関におけるトラブルや迷惑行為の増加に対応するため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発活動を強化し、「公共交通の安全・安心な利用」につながる多様な対策を講じること。さらに、駅構内や車内での防犯体制の強化を図るとともに、防犯カメラの設置や警備員の配置など、公共交通機関事業者が独自に行う安全対策に対して、費用補助等の支援措置を早急に検討・実施すること。

加えて、「消費者保護審議会」への労働団体の参画を求め、女性・高齢者・障がい者など移動に配慮が必要な人々の安全な移動を保障するため、財政的支援を行うこと。

< 回 答 >

消費者教育、特に若年層への消費者行動の啓発については、国や大阪府、関係機関等と連携を図り、窓口・広報誌・市ウェブサイト等の媒体を活用し啓発活動に取り組むとともに、若年者を対象とした教材の活用について教育現場と情報共有を図ってまいります。

公共交通機関の安心・安全な利用については、阪南市、警察、鉄道事業者を含んだ事業者、民間団体などで構成される「阪南市安全なまちづくり推進協議会」が設置され、各種意見交換などを行い、安全なまちづくりを進めています。

また、泉南警察署及び阪南市防犯委員会、その他関係団体と連携し、防犯についての啓発活動やパトロール等を行っております。

さらに、駅周辺に防犯カメラを設置することにより、犯罪発生の抑制に努めています。

今後とも、犯罪行為を抑止するための取り組みを推進してまいります。

【生活環境課】

(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府内における特殊詐欺被害は依然として深刻であり、令和 6 年には認知件数 2,644 件、被害額約 61 億円と過去最悪の水準に達している。このような状況を踏まえ、特殊詐欺の新たな手口や実態を迅速に把握し、府民に対する情報提供や注意喚起を効果的かつ継続的に行うこと。特に高齢者を狙った被害が多発していることから、令和 7 年 3 月に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」の内容について大阪府と連携し、より一層の周知徹底を図り、条例の実効性を高めるための広報・啓発活動を強化すること。

また、従来型のチラシ・ポスター・テレビ CM 等による周知についても、視認性や訴求力を高めた内容に刷新し、地域の実情に応じた配布・掲示を行うこと。

< 回 答 >

大阪府内の特殊詐欺被害は危機的状況にあり、大阪府においては、大阪府安全なまちづくり条例が改正され、高齢者が通話しながらの A T M の操作を禁止することや特殊詐欺の被害のおそれがある場合、金融機関による通報等義務化などが規定されました。

しかしながら、依然として、被害が発生しているため、広報誌や市ウェブサイト、SNS 等を活用し、詐欺の手口等について紹介するとともに、注意喚起の強化に努めています。

また、防犯パトロールの際に、大阪府安全なまちづくり大使の西川きよしさんの音声を流して、被害の未然防止に努めています。

【生活環境課】

(6) 「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

「2050 年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。

環境省の「地域脱炭素推進交付金」等の支援措置の活用を促進しつつ、阪南市としても必要な政策パッケージの整備を行うこと。

また、公民館・学校などの公共施設においては、国産の再生可能エネルギー設備、特に今後の成長が期待されるペロブスカイト太陽電池の導入を積極的に進めること。

さらに、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく主な取り組みの進捗状況や支援内容を広く周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。

加えて、政府の「グリーン成長戦略」における 14 の重要分野を中心に、産業

界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況や今後の推進計画を共有するとともに、規制の見直しやインセンティブの導入を含めた必要な支援を強化すること。

< 回 答 >

本市では、令和3年2月「阪南市ゼロカーボンシティ宣言」において、市民・事業者等と一体となって、少しでも良い環境を次世代に引き継ぐため、2050年までに市内の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを表明しています。

阪南市として、はんなん浄化センターMIZUTAMA 館において、太陽光発電設備を設置するとともに、図書館などの主要施設の照明や道路照明のLED化を進めています。

このような阪南市が行う事務事業により排出される温室効果ガスの削減施策を進めることはもとより、市民・市域の事業所に対しては、脱炭素に向けた国・大阪府の支援事業を含め、広く情報発信に努めてまいります。

【生活環境課】

(7) 再生可能エネルギーの導入促進について

大阪府では「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進しているが、導入にかかる初期コストや技術的ハードルが依然として高く、特に中小事業者や個人住宅における導入が進みにくい状況にある。これを踏まえ、調査・開発・導入にかかる各段階において、補助金や税制優遇などの支援措置を拡充すること。

また、再生可能エネルギーの効率的な活用を図るため、高効率・大容量の蓄電技術の開発支援や、地域単位でのエネルギー最適化を可能とするスマートグリッドの構築に向けた支援制度を整備すること。

< 回 答 >

再生エネルギーの導入については、国の補助金等を最大限活用するために情報収集に努めるとともに、再生可能エネルギー導入を促進する国・大阪府などの支援事業を含め、広く情報を発信してまいります。

また、スマートグリッド、いわゆる「次世代送配電網」は、ICTを活用して最適化された電力網のことですが、電力会社の供給側、市民・事業所などの需要側、双方の支援に向けて、調査・研究を重ねていきます。

【生活環境課】

6. 社会インフラ(住宅・交通・情報・防災)施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、府内の鉄道事業者によるバリアフリー化が進展しているが、エレベーターやホーム柵などの設備は設置後の維持管理・更新に多大なコストを要するため、整備の持続性が課題となっている。これを踏まえ、設備の維持管理・更新費用に対する財政支援を行うこと。特に、設置後の補修や更新に対する補助制度の創設・拡充を早急に検討すること。ノンステップバスや車いすでの乗降に対応した、バス停の整備を進めること。

また、高齢者や障がい者への介助は交通事業者に委ねられているが、人的負担の増加により対応が困難となっている現場もある。介助者の育成・教育に対する支援制度を創設し、質の高いサービス提供を持続可能とすること。さらに、ハード面の整備に加え、市町村や民間、地域住民の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを推進し、誰もが安心して移動できる社会の実現に向けた意識啓発を強化すること。

< 回 答 >

公共交通機関のバリアフリーについては、国・事業者・市の3者で取り組んでおり、令和4年9月には尾崎駅東出口にエレベーターを設置し、バリアフリー化を推進しました。

本市の財政状況を鑑みると、現時点では維持管理・更新費用に対する財政支援措置は困難ですが、国に対してバリアフリーに関する財政措置が行われるよう、大阪府市長会を通じて要望しているところです。今後においても国・大阪府等の動向を踏まえ、取り組んでまいります。

新バリアフリー法や障害者差別解消法による合理的配慮として、交通事業者が乗降者の介助を行うだけでなく、多機関との連携や民間事業者や地域住民などの協力を得ながら、合理的配慮を推進し、「心のバリアフリー」への啓発を進めてまいります。

【都市整備課・市民福祉課】

(2)安全対策の向上に向けて

鉄道駅における転落事故等を防止するため、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が進められているが、利用者10万人未満の駅では費用対効果の観点から整備が進みにくい状況にある。これを踏まえ、こうした中小規模駅における設置費用に対する助成制度を拡充すること。

また、設置後の維持管理・補修にかかる費用についても、現行制度では十分な支援がなく、長期的な安全確保の観点から、補修・更新に対する助成制度を新設・強化すること。

さらに、可動式ホーム柵に対する固定資産税の軽減措置については、現行では時限的措置にとどまっているため、これを恒久的な減免措置とするよう制度

改正を国に働きかけるとともに、府独自の財政支援策も検討すること。

< 回 答 >

鉄道駅の転落防止については国・事業者・市の3者で取り組んでおり、鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置につきましても、大阪府市長会を通じて鉄道事業者に早期に整備等がおこなわれるよう要望しているところです。今後においても国・大阪府等の動向を踏まえ、公共交通機関のバリアフリー化に取り組んでまいります。

可動式ホーム柵の固定資産税の軽減措置については、総務省からの通知に基づき適切に対応してまいります。今後も、国や大阪府からの動向を踏まえ、取り組んでまいります。

【都市整備課・税務課】

(3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について

交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、引き続きその継続を図るとともに、対象事業者の選定において中小事業者への支援を優先的に充実させること。また、補助金の適正な交付と透明性の確保を徹底すること。さらに、運送事業者の長時間労働の解消や交通渋滞の緩和を図るため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備を推進すること。あわせて、道路上での大型貨物車両や自動車運搬車両等の積み下ろし作業に対応できる多目的利用空間の創出について、市町村や関連事業者と連携し、具体的な整備計画を策定・実施すること。

< 回 答 >

道路上での多目的利用が出来る空間の整備については、本市の道路幅員を勘案しますと、非常に困難な状況ではありますが、出来る範囲において大阪府や泉南警察署等の関係機関と連携を図り、安全対策等の整備について、検討してまいります。

なお、交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、大阪府の事業となっております。

【道路公園課・都市整備課】

(4) 自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について

自転車事故の防止と安全な交通環境の確保のため、自転車専用レーンの整備を計画的かつ重点的に進めること。特に通学路や観光地周辺など、利用頻度の高いエリアを優先的に整備対象とし、併せて歩道ラインの修繕も進めることで、歩行者と自転車の通行区分を明確化し、接触事故の防止を図る。

また、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の利用者に対しては、法

令遵守とマナー向上を徹底するため、交通違反に対する取り締まりの強化を図るとともに、購入時講習や利用前の安全教育の実施を義務化すること。特に、2026年4月1日から施行される自転車の青切符制度により、交通違反に対して反則金が科されることになることから、制度の周知徹底を図るとともに、自治体・教育機関・事業者と連携した啓発活動の強化すること。

さらに、インバウンドを含む外国人観光客による交通ルール違反の防止に向け、レンタル事業者に対して多言語による交通ルールの説明を義務づけるとともに、利用前の簡易講習や確認テストの導入を検討すること。

< 回 答 >

本市では、交通事故の絶滅を図り効果的な交通安全対策を実施することを目的に、警察などの関係団体などで構成される「阪南市交通事故をなくす運動推進協議会」（なくす協議会）を中心に、各種交通事故防止活動を実施しています。

まず、電動キックボード等の新モビリティについては、今後も利用者の増加が見込まれ、警察も運転者への罰則を強化しており、本市としても「なくす協議会」を中心に各種啓発活動に取り組んでいきます。

次に、自転車の交通反則通告制度、青切符制度の導入に伴い、自転車利用者の厳罰化が2026年4月から実施されます。自転車利用者へは各種広報媒体を利用し、厳罰化への周知を強化していきます。

自転車外国人観光客などへの対応として、多言語による普及・啓発も事例研究を進めてまいります。

また、令和6年11月に、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進するため「阪南市自転車活用推進計画」を策定しました。その計画を基に大阪府や泉南警察署等の関係期間と連携を図り、自転車通行帯の整備を進める予定です。

【生活環境課・道路公園課】

(5) 子どもの安心・安全の確保について

全国で発生している道路の陥没事故や通学・通園中の交通事故を踏まえ、阪南市の道路インフラの安全性を確保するため、緊急点検を実施し、特に保育施設周辺の道路については「キッズ・ゾーン」の設置に向けて実行すること。

また、危険箇所の総点検を実施し、ガードレール未設置箇所については、危険度の高い場所から優先的に早期設置を行うこと。

あわせて、大阪市の「通学路安全プログラム」を参考に、電灯のLED化、歩行帯や横断歩道、幹線道路の白線・標示の劣化箇所に対するメンテナンスを計画的に実施すること。

引き続き、対策が必要な箇所の把握と改善が進むよう、大阪府に対して技術的・財政的な支援と指導を行うこと。

< 回 答 >

各学校におきましては、登下校時の安全も含めた交通安全教育について、社会科などの教科指導をはじめ、学級活動や集会等において交通安全の啓発や注意喚起を行うなどの方法により実施しています。今後におきましても、子どもたちの安全を確保するため、各校の実態や児童・生徒の発達段階に応じた交通安全教育に引き続き取り組んでまいります。

市内の保育施設からは、「キッズ・ゾーン」設置に関する積極的な意向はありませんが、国から発出された「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園部における安全管理の徹底について」に基づき、各施設に交通事故防止の注意喚起を行い、園外活動における安全管理の徹底に努めています。

【こども政策課・学校教育課・道路公園課】

(6)防災・減災対策の充実・徹底について (★)

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保（男女比 3:1）など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。

また、地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。

さらに、災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新と、福祉避難所の指定促進に向けて市町村の取り組みを支援すること。

加えて、府内の小中学校および廃校となった学校施設の活用については、避難所としての機能確保の観点から十分な調査と把握を行い、基準を満たすよう建物の耐震性・衛生環境を含めた適切な維持管理を行うこと。

そして、IT化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段（衛星通信、無線機、掲示板など）の確保も重要である。情報の遮断は避難者の不安を増幅させるため、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力の強化すること。

< 回 答 >

地域防災計画及び避難所運営マニュアルの見直しに際し、女性の参画を積極的に募り、ワーキンググループ等への女性委員の参画拡大を図ります。

また、本市の地域防災計画で定める重要物資の備蓄目標量については、今年度の予算により備蓄物資保有率 100%を達成する見込みであり、災害時に必要な物資を確実に届けられる体制を整えています。

さらに避難所となっている小中学校については、学校現場と連携して適切な維持管理を着実に進め、避難所としての機能を平時から確保できるよう引き続き努めてまいります。

避難行動要支援者名簿については、情報更新や地域への情報提供のための同意取得に積極的に取り組み、地域や関係機関等と連携し、支援体制の構築に努めております。

本市の通信環境については、市内の公共施設・拠点を中心に高速・大容量通信が概ね確保されており、平時・災害時の情報連携に資する環境を維持しています。一方で、災害時の確実な情報伝達の観点からは、携帯電話・インターネット等の民間ネットワークだけでなく、固定系防災行政無線の信頼性を保つことが重要となります。そのため、本市では、防災行政無線の老朽機器について計画的な更新を進めており、近年では、指令室の操作卓や J アラート連携の自動起動装置等、更新が必要な機器の入替えを段階的に実施し、情報発信の安定性向上を図っているところです。

【危機管理課・市民福祉課】

(7)地震発生時における初期初動体制について

各自治体において、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めている現状を踏まえ、地震発生時に十分な初動対応がとれるよう、常時対応可能な人員体制を確保すること。

また、大規模災害時には交通機関の麻痺が想定されるため、勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携体制を構築し、相互応援体制の強化を各自治体に働きかけること。

さらに、災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化を進めるとともに、広域的な緊急輸送ネットワークの整備に必要な予算を確保すること。

加えて、企業との合同防災訓練の実施や、一時滞在施設としての備蓄要請など、企業の大規模災害時対応力を強化すること。特に、女性従業員や帰宅困難者への配慮を含めた対応マニュアルの整備を促進すること。

< 回 答 >

災害時、あるいは災害の発生を防御するための人員体制については、災害対策本部が組織的に機能するよう配備区分を設け、状況に応じて動員できる体制を整えています。

また、自治体間の連携については、府内に震度5弱以上の地震が発生した場合には、市と大阪府の連絡調整の補助として、近隣在住の大阪府職員が自宅から市の災害対策本部に自主参集するなどの連携を行っています。

広域的な緊急輸送ネットワークの整備に必要な予算については、国庫補助・府補助等の活用を積極的に図りつつ、関係部局との情報共有に努めてまいります。企業との連携については、市と企業が一体となって被害を最小限に抑えるための方策を模索し、企業の皆様と緊密な協力関係を築きながら、より強固な防災体制の整備を目指し、女性の視点を反映したマニュアル作成も検討してまいります。

【危機管理課】

(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について(★)

①災害危険箇所の見直しについて

近年頻発する線状降水帯などによる集中豪雨に対応するため、斜面崩壊や堤防決壊等の災害未然防止対策を強化すること。特に、土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、危険度の高い地域を優先的に点検し、必要な対策を講じること。

また、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備や排水機能の維持管理を重点的に行うこと。加えて、避難行動要支援者や女性・子ども・高齢者など、災害時に特に配慮が必要な人々の安全確保の観点から、避難経路や避難所の整備においても、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うこと。

< 回 答 >

斜面の崩壊や堤防の決壊等の災害を未然に防ぐ対策、ならびに、土砂災害警戒区域・特別警戒区域に関する取組については、大阪府・市町における相互の取り組み等の意見交換を行い、点検や対策を進めており、今後の状況の変化に対応できるよう努めています。

また、森林整備などの維持管理については、大阪府において、森林環境譲与税を活用し、危険箇所への対策が講じられており、今後は、関係各課と情報を共有し、大阪府の動向等を注視してまいります。

災害時に特に配慮が必要な人々の安全確保については、国や関係機関の指針・事例を参照しつつ、本市の地域特性に即した柔軟で実効性のある整備を進めてまいります。

【河川農水課・危機管理課】

②防災意識向上について

外国人居住者に対しては、「おおさか防災アプリ」の多言語機能を活用し、継

継続的な周知と利用促進を図ること。特に、災害発生時における避難情報や避難所の案内が確実に伝わるよう、ピクトグラムや視覚的な情報提供を強化すること。

また、阪南市が作成するハザードマップが誰にとっても分かりやすい内容となっているかを点検し、必要に応じて改善を図るとともに、日頃からの防災意識を高めるための継続的な広報・啓発活動を行うこと。

さらに、大規模災害発生時に府民が適切な避難行動をとれるよう、事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準について、企業・団体と連携しながら周知・理解促進を図ること。

加えて、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮が必要な人々に対しては、避難行動や避難所生活における困難さを軽減するための情報提供や訓練を平時から実施すること。

< 回 答 >

「おおさか防災アプリ」の多言語機能について、本市ウェブサイト等を通じ継続的に周知します。

総合防災マップについては、大阪府の被害想定の見直し等があり、最新のハザード情報を基に内容を充実し、令和4年5月に全戸配布及び本市ウェブサイトへ掲載しています。

また、大規模災害発生時に市民が適正な行動をとれるよう、気象情報等の情報収集に努め、防災行政無線、エリアメール、広報車、大阪府防災情報システムやマスメディアの利用に加え、令和3年3月から開始しています、電話・LINE・SNSを使った「阪南市情報配信サービス」、(株)ジェイコム専用端末を使った「防災情報サービス」等を利用する等、様々な情報発信に取り組んでいるところです。

今後も、国・大阪府の指針や最新の知見を踏まえつつ、阪南市の実情に即した多言語・視覚情報の充実、ハザードマップの改善、行動基準の周知、配慮が必要な方への訓練・啓発を継続してまいります。

【危機管理課】

(9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時に、大規模な通信障害が発生した際の対策を事前に検討し、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国および地方自治体が責任を持って進めること。

また、災害時における通信・交通インフラの寸断は、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時要配慮者にとって特に深刻な影響を及ぼすことから、

避難所や一時滞在施設における情報アクセス手段の確保や、移動手段の確保についても、女性の視点を取り入れた復旧計画を策定すること。

< 回 答 >

激甚災害等により鉄道や公共インフラ設備が被災した際は、市として、早期復旧にむけた取り組みを関係機関に働きかけるとともに、連携をもって対応してまいります。

【危機管理課】

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、地域の実情に応じた対策を推進すること。

また、市町村が設置する「地域公共交通会議」や「法定協議会」について、交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見を反映させること。

さらに、日本版ライドシェアの導入にあたっては、既存のタクシー事業と同様に、公共交通として保障されるべき「利用者の安心・安全」「ドライバーの安全確保」「車両管理責任」を十分に確保すること。特に、女性や高齢者が安心して利用できるよう、性別配慮や夜間利用時の安全対策、運転者の適正管理を徹底すること。

ライドシェアはあくまで地域公共交通の補完的手段であり、タクシー営業区域の見直しや、自動運転技術の活用なども含め、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保を検討すること。

< 回 答 >

本市の財政状況を鑑みると、現時点では移動販売や商業施設の開設・運営支援等は困難ではありますが、移動支援施策を含む、これからの交通施策については調査研究を行ってまいります。

また、「地域公共交通会議」では現在も交通事業者の労働者代表にも参画いただいておりますので、引き続き多方面からの意見を反映できるよう、地域公共交通会議にて議論してまいります。

本市においては、人口減少とともに高齢化率が上昇傾向にあり、高齢者をはじめ、誰もが住みやすいまちづくりを実現する上で、移動手段の確保は非常に大きな課題であると認識しております。特に高齢者にとって大きな困り事の一つである移動手段については、現在、市内に「移動手段タスクフォースチーム」を編成し、ライドシェアサービスの在り方や具体的なサービス内容、導入時期について、様々な角度から検討を進めているところです。こうした取組を既存の公共交

通と組み合わせることで、地域に寄り添い、最適化された交通体系の実現をめざしてまいります。

公共交通機関を利用しての移動が困難な方を対象に移動サービスを提供する福祉有償運送制度の登録事業者についての事務を行い、現在3団体が登録し、移動困難者への移送支援を行っております。

移動販売については、生活協同組合等が、買い物困難地域に移動販売車による買い物支援を行っており、今後も事業者等と連携し、買い物困難な方の支援を推進してまいります。

【都市整備課・市民福祉課・企画課】

(11)安全安心な上下水道の供給実現に向けて

今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。

また、PFASをはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、に阪南市においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。

< 回 答 >

本市上水道事業は、平成31年4月に大阪広域水道企業団と統合し「大阪広域水道企業団 阪南水道センター」として事業を開始しています。

上下水道インフラによる事故及び水質等に関する対策のための人材の確保・育成等については、必要に応じて、本市秘書人事課及び大阪広域水道企業団と連携・協議し、対応してまいります。

【下水道課】

(12)空家対策の推進

市区町村は、空家等対策特別措置法に基づく法定協議会を設置し、実行性を高めること。法定協議会の設置にあたっては、地域住民、不動産事業者、学識経験者、空家活用の専門家など、多様な関係者が参画する体制を確立し、現場の課題を反映した政策形成を進めること。

空家等対策計画を策定し、法定協議会を設置している市区町村においては、各地域の状況を勘案しながら適切な計画の策定および計画の実効性を確保するため、適宜、進捗管理と改善点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しや法定協議会の機能強化を図ること。

また、移住者や低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、被災者などの住居用として空き家を有効活用していくために、空き家バンクの機能を強化し、マッチング支援や改修費補助などの制度を拡充すること。さらに、自治体間の連携を進め、広域的な空き家活用を促進すること。

< 回 答 >

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、平成29年4月に「阪南市空家等対策計画」を策定し、令和4年3月には第2期計画を策定しています。

令和5年度の同法改正を受け、令和6年6月に、第2期の空家等対策計画を改訂し、放置すれば特定空家となる恐れのある空き家、いわゆる「管理不全空家等」について同計画に追記したところです。

今後は、改訂した本計画に基づき、空き家の所有者に対して空き家の適正管理を促進するため助言、指導、勧告を行うなど空き家対策の強化を進めていきますが、空き家は地域独特の課題がありそれぞれ個々の空き家で対応が異なるケースがあるため、広域的な空き家活用の促進は難しいと考えています。

また、阪南市内の空き家を有効活用することにより、阪南市への移住定住による地域の活性化を推進するため、空き家所有者と空き家購入者をマッチングさせる「阪南市空き家バンク制度」を平成29年6月に創設していることや倒壊のおそれがあるなど危険性の高い建物に限られますが、建物の除却に対する補助制度を設けています。

【都市整備課】

(13) 公衆喫煙所の整備の強化

大阪府は、健康増進法および大阪府受動喫煙防止条例に基づき、原則屋内禁煙を推進しているが、その結果として施設周辺における路上喫煙の増加が懸念されている。これに対応するため、阪南市における公衆喫煙所（屋外分煙所）の整備が求められている。設置費用の補助制度に加え、維持管理に係る財政的支援制度を創設し、持続可能な運営体制を確立すること。公共性の高い場所（駅周辺、公園、繁華街など）における公衆喫煙所の整備を大阪府に要請し、阪南市民の健康と生活環境の向上を図ること。

< 回 答 >

本市では、分煙では受動喫煙を十分に防止できないとされていることや、屋外においても公共的空間での受動喫煙防止対策が重要であるとの報告を踏まえ、広報媒体を通じた受動喫煙の健康影響に関する啓発及び公共施設敷地内全面禁煙を継続しています。

公衆喫煙所で喫煙した場合、たばこの煙が消えた後でも喫煙者の髪や衣服等にしみ込んだたばこの煙成分から有害物質が放出され、それに伴う健康被害の

可能性が指摘されている三次喫煙も発生するため、受動喫煙防止に関する正しい知識の普及啓発をより一層努めてまいります。

【健康増進課】

7. 大阪南地域協議会独自要請

(1) 震災における対応について<継続>

阪神・淡路大震災から 30 年が経過しました。この間、2011 年「東日本大震災」・2016 年「熊本地震」・2024 年「能登半島地震」と、大きな災害が日本各所で発生しました。また南海トラフ巨大地震の 30 年内発生確率も 80%と修正され、上町断層においても地震発生確率が高くなっているところです。大阪南地域は、縦断的に海・山に囲まれている地形となっていることから、津波対策及び土砂崩れ対策等、多岐に亘る震災対応が求められます。各自治体においては、その対応を含めた様々な地域防災訓練が実施されていると考えますが、その実施状況や実施する旨の住民周知、また年間どの程度の訓練が実施されているのか、さらに各自治体で工夫されている防災訓練も含めてお示し頂きたい。

< 回 答 >

本市は、全市域を対象にした市民参加型の総合防災訓練を実施し、避難所開設・運営や住民の実動避難を含む実践的訓練に取り組んでいます。周知はウェブサイト・広報紙・SNS・出前講座等を組み合わせ、参加拡大と質の向上を図っています。

今年度については、令和 8 年 1 月 17 日に総合防災訓練を予定しており、今回から新たにペット避難や消防署・消防団による合同の救助訓練及び陸上自衛隊による炊き出し訓練も行う予定です。

【危機管理課】

(2) 各自治体による少子化対策について<継続>

2024 年の出生数は、前年の 72.7 万人より 4.1 万人減少した 68.6 万人となり、予想より早い段階で 70 万人を割る結果となりました。2025 年には 65 万人程度になると予想されており、少子化＝人口減少の傾向は悪化していると言えます。各自治体では、子育て世帯を対象とした給食費の無償化や医療無償化の対象者拡大、また小児科医療の充実など様々な子育て施策を実施されていると承知しています。しかし、各自治体で同じような施策を行っている状況もあるように感じています。少子化対策や教育施策について、他の自治体と差別化を図るために、独自の施策や事業をお示し頂きたい。また広域的に行っている施策があれば、併せてお示し頂きたい。

< 回 答 >

少子化は全国的な課題であり、このことは本市においても例外ではございません。少子化対策には、晩婚化、未婚化に加え、子ども・子育て支援、移住定住促進、まちの魅力づくりなど様々な視点があると考えられます。子育て支援策として、給食費の支援などに加え、本市の自然や暮らしやすさ、子育てに関する情報などを掲載しました移住定住ウェブサイトの構築、市外でのプロモーション活動など、情報発信力の強化も図ってきているところです。また、移住・定住庁内連絡会議を設置し、庁内横断的に情報共有と連携の強化に努め、複合的な施策展開により数多くの少子化対策につながる取組を進めてきているところです。

学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設や設備は、設置者（市）の負担とし、それ以外の経費（食材費等）については、保護者の負担と定められています。

現在、多くの食材費が急激に高騰しことから、今年度については、食費1食につき、20円の値上げを行いました。保護者負担を最小限に抑えるため、児童・生徒に関し、国の交付金を活用し1食50円の補助を継続して実施しています。こうした中、本市教育委員会では、国や府に対して給食費の無償化など財源措置について要望を行っています。

2歳未満の乳幼児のいる家庭の経済的負担を軽減するため、0歳児は年間3,600L分、1歳到達後は年間1,800L分の可燃ごみ袋を配布しています。

不妊症及び不育症のために子どもに恵まれない夫婦に対し、経済的負担を軽減し子どもを産みやすい環境を確保するため、不妊治療等に要する費用の一部助成を実施しています。

【企画課・学校給食センター・子ども支援課・健康増進課・子ども政策課】

(3) 子ども食堂ネットワークについて<継続>

最近の子ども食堂は、地域交流の居場所づくりやコミュニケーションの場としても機能しています。一方、昨今の物価高騰により、運営側に大変な負担が掛かっている状況となっています。連合大阪南地域協議会としても、フードドライブを展開し、一助になればと取り組みを進めていますが、到底改善するまでには至らない状況です。各自治体としてもフードドライブの取組みを積極的に推進頂き、地元業者とタイアップする等、実質的な支援の展開をお願いしたいと考えています。

については、各自治体で実施しているフードドライブ支援や運営支援策をお示し頂きたい。また、地域で支えてくれている子ども食堂運営者側と、各自治体との意見交換ができるネットワーク会議の構築を求めます。設定できないのであればその理由も併せてお示し頂きたい。

< 回 答 >

本市では、主に、阪南市社会福祉協議会が子ども食堂の立ち上げや支援を行っており、子ども食堂運営者や支援者等で構成する「子ども食堂ネットワーク会議」を開催し、情報共有を行っています。また、各方面からのフードドライブ等の食料支援の情報等を把握次第、社会福祉協議会や同ネットワーク会議を介し、子ども食堂運営者に情報提供・意向確認を行っています。

【市民福祉課】

8. 泉南地区協議会独自要請

(1) 尾崎駅周辺の賑わい創出について

尾崎駅周辺は、行政、経済、文化等に関する機能が集中しているエリアであり、阪南市の中心拠点として、子育て世帯や高齢者の交流など、にぎわいの創出や快適な生活を支える拠点の形成に向けた土地利用が重要です。また、本エリアへの交流人口の増加を図り、地域の発展や活性化に取り組むことが必要です。以上のことから、地域の強みや資源を十分に生かし、観光としての魅力を持つエリアの形成をめざし、尾崎駅周辺の賑わい創出に向け、企業・創業希望者に対しての情報発信や支援の強化に取り組まれない。

< 回 答 >

本市では尾崎駅周辺地区を中心拠点として位置づけており、尾崎駅周辺エリアの都市機能を強化していくために、公民連携による仕組みづくりの構築をめざしているところです。

令和6年度は、勉強会、市民ワークショップなどを実施し、尾崎駅周辺地区のまちづくりビジョンを市民参画のもと検討してきました。このビジョンを具体化するため、令和7年度は、令和6年度の尾崎駅周辺まちづくり戦略検討支援業務の成果報告書に基づき、駅前及び市役所周辺のオープンスペースを活用した社会実験などを通じて、まちの賑わいを創出する方法を市民参画のもと検討・実施する業務を行っています。

今後、エリアマネジメントを進めていくことができる具体的な仕組み作りを考えてまいります。

【企画課】

(2) 尾崎駅周辺の渋滞緩和に向けたロータリー設置について

市役所駐車場及びサラダホール駐車場の敷地内にロータリーの設置や駅の利便性の確保、歩行者の安全確保のためにもグリーンラインの設置等、安全で安心して暮らし続けられる地域の形成・整備に取り組まれない。あわせて、尾崎駅周辺整備のための十分な財源の確保及び地権者、地元住民及び鉄道事業者と協議を図られたい。

< 回 答 >

市役所駐車場敷地内のロータリー設置については、現時点では必要性や用地条件等の観点から実施の予定はありませんが、今後の利用状況や安全性の推移を踏まえて適切に見直しを検討いたします。

また、正面側は歩行者と車両の動線が既に分離されており、現行の安全対策が機能していることから、現段階ではグリーンラインの新たな設置は不要と考えております。引き続き状況を注視し、必要に応じて見直しを検討いたします。

阪南市立文化センター（サラダホール）の駐車場は、文化センターや図書館の利用者にとって必要不可欠であり、当該敷地を活用したロータリーの設置は、困難であると考えています。

さらに、尾崎駅周辺は、商業等の機能が集積する本市の中心市街地であり、中心市街地としての魅力や賑わいの強化、人々が活動しやすいための環境整備等が今後の課題であると認識しております。

こうした課題認識のもと、これまで歩行者の安全確保、交通の円滑化、駅前活性化の機運醸成等を目的に、尾崎駅山側道路の一方通行化と歩道整備を実施しています。

引き続き、尾崎駅周辺の利便性の確保、歩行者の安全確保に向け、関係機関等と協議調整を行い、できることから取り組みを進めてまいります。

【総務課・生涯学習推進室・都市整備課】

【 問合せ 】

部 局 名	各課・室名	連絡先
総務部	総務課	072-489-4500
	秘書人事課	072-489-4501
	危機管理課	072-489-4503
	行財政構造改革推進室	072-489-4504
	人権推進課	072-489-4505
未来創生部	企画課	072-489-4585
	市民共創課	072-489-4507
市民部	生活環境課	072-489-4514
	税務課	072-483-4517
	資源対策課	072-483-5876
健康福祉部	市民福祉課	072-489-4520
	生活支援課	072-489-4522
	介護保険課	072-489-4524
	健康増進課	072-472-2800
こども未来部	こども政策課	072-489-4518
	こども支援課	072-489-4519
行政委員会事務局		072-489-4538
都市整備部	都市整備課	072-489-4535
	河川農水課	072-489-4534
	道路公園課	072-489-4536
	下水道課	072-470-2165
生涯学習部	学校給食センター	072-476-1906
	学校教育課	072-489-4541
	生涯学習推進室	072-489-4542
	中央公民館	072-489-4544

【回答のとりまとめ】

部 局 名	各課・室	連絡先
未来創生部	市民共創課	電話 072-489-4507 FAX 番号 072-473-3504 (代表)